

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ベナン	ベナン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とベナン共和国政府との間の交換公文	ベナンの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むベナンの経済困難緩和に寄与するため、両政府の資金を贈与すること。	500,000千円 -----	H20.5.20 アビジヤン(コートジボワール)で (同日)	日本側 西内和彦在ベナン臨時代理大使(コートジボワールにて兼轄) ベナン側 クリストフ・ベゾバ在コートジボワールベナン臨時代理大使	H20.6.2 316号
ベナン	ベナン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とベナン共和国政府との間の交換公文	ベナンの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むベナンの経済困難緩和に寄与するため、両政府の資金を贈与すること。	500,000千円 -----	H20.8.26 コトヌで (同日)	日本側 西内和彦在ベナン臨時代理大使 ベナン側 ユロー・アングエイ外務次官補代理	H20.9.10 514号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。